

平成 29 年台風第 18 号に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生へ(お知らせ)

台風の被害に遭われた下記地域の世帯の学生は、以下の経済的支援策がありますので、学生サービス課奨学支援係までご連絡ください。

1. 災害救助法適用地域

【大分県】佐伯市 津久見市

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

2. 授業料免除

平成 29 年度後期分授業料の免除について申請を受付けます。申請期限は平成 29 年 10 月 31 日です。

3. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用

○緊急採用（第一種奨学金） : 平成 29 年 9 月以降で本人の希望する月 ~ 平成 30 年 3 月（申請により継続可）

○応急採用（第二種奨学金） : 平成 29 年 4 月以降で本人の希望する月 ~ 修業年限の終了月

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

【平成 29 年 9 月 22 日 学生サービス課 奨学支援係】